大阪府「健康と生活に関する調査」

における蓄積データの第三者提供に関する覚書

大阪府こころの健康総合センター（以下「甲」という。）と申出者（以下「乙」という。）とは、大阪府「健康と生活に関する調査」における蓄積データ（以下「データ」という。）の第三者提供に関して、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、大阪府「健康と生活に関する調査」における蓄積データの第三者提供に関する事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第８条第１項の規定に基づき、データの第三者提供に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（内容）

第２条　甲及び乙は、次に掲げる取組を行うこととする。

　（１）甲は、事務処理要領第４条に基づき令和●年●月●日付けで乙から提供の申出（以下「本件申出」という。）のあったデータについては、別紙のデータを提供する。

（２）乙は、本件申出の際に甲に示した内容のとおり、データを利用管理する。

（３）乙は、本件申出の際に甲に示した内容に変更が生じる場合は、甲と協議を行うものとする。

（利用期間）

第３条　データの利用期間は、本覚書締結日から令和●年●月●日までとする。

（データの受け渡し）

第４条　第２条第１号の提供については、甲が用意する電磁的記録媒体にデータを格納し、甲の所在地において、甲及び乙が受け渡しを行う方法による。

２　前項の受け渡しは、受領書（事務処理要領様式第11号）と引き換えに行うものとし、受け渡しを受けた後は、乙はデータを厳重に管理しなければならず、漏えい、紛失等の一切の責任を負う。

３　第１項に要する費用は光ディスク（700メガバイトのＣＤ－Ｒ又は4.7ギガバイトのＤＶＤ－Ｒ）１枚あたり100円（税込）とし、請求及び支払い等については、甲及び乙との間において処理するものとする。

（データの利用管理）

第５条　乙は、データを利用するにあたり、下記の事項を遵守しなければならない。

　（１）データは、本件申出の際に提出した申出書及び調査研究概要書に記載した目的以外に利用しないこと。

　（２）本件申出の際に提出した調査研究参加者名簿に記載されている者以外の者にデータを利用させてはならない。また、外部に委託することにより、第三者に利用させてはならない。

　（３）データは厳重に管理し、漏えい、紛失等のないようにしなければならない。

　（４）提供を受けたオリジナルのファイルとは別に、保有する記憶装置（コンピュータ内臓の記憶装置、外付けの外部記憶装置、光ディスク等の媒体を含む）に複製する場合、甲の承認がない限り、同時期に複製するファイルは一つのみとし、当該記憶装置等の複製ファイルが消去されない限り、別の記憶装置等への複製をしてはならない。

　（５）本件申出の際に提出した調査研究参加者名簿に記載されている調査研究参加者が利用するために、その者が利用する記憶装置に乙の管理責任のもと、必要最小限のデータを複製することができる。

　（６）前号によりデータの提供を受けた調査研究参加者（以下「共同調査研究者」という。）のデータ利用管理について、１号ないし４号の規定を準用する。

　（７）乙は、毎年３月末までに、データの利用状況について、事務処理要領様式第12号により報告すること。

　（８）乙は、提供されたデータの利用により何らかの不利益を被ったとしても、甲の責任は一切問わないこと。

　（９）その他データの利用に際しては、甲の指示に従うこと。

（実地監査）

第６条　甲は、自ら又は適切な第三者を指定してデータの利用状況及び管理状況について乙（共同調査研究者を含む。）に対して実地監査を行うことができ、乙（共同調査研究者を含む。）の事業場等に立ち入り、帳票その他実地監査のために必要な書類等の閲覧を求めることができる。

２　前項の実地監査を行う場合、甲は、必要に応じてその職員又は指定した第三者を、乙（共同調査研究者を含む。）の利用場所及び保管場所に派遣し、利用管理環境の実地検分及びヒアリングを実施するものとし、乙（共同調査研究者を含む。）は、これに応じるものとする。

（不適切な利用管理）

第７条　提供したデータについて、不適切な利用管理状況に置かれていることが明らかとなった場合、甲は提供したデータを直ちに削除するよう乙（共同調査研究者を含む。）に指示することができるとともに、かかる事態を公表することができる。この場合に乙（共同調査研究者を含む。）に何らかの不利益が生じたとしても、甲は一切の責任を負わない。

２　指示を受けた乙（共同調査研究者を含む。）は、直ちにデータを削除するものとする。

（調査分析の成果物の公表）

第８条　乙（共同調査研究者を含む。）は、公表する調査分析の成果物について、特定の個人や医療機関等が第三者に識別されないようにしなければならない。

（乙の損害賠償責任）

第９条　乙は、提供を受けたデータの利用管理について、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（利用期間終了後の処置）

第10条　利用期間終了日までに、乙は、提供を受けたデータ（複製したデータ、共同調査研究者に複製したデータ及び中間生成物等を含む。）を、電磁的記録媒体等から削除し、電磁的記録媒体自体を粉砕すること等によって確実に廃棄しなければならない。ただし、公表する成果物の検証のために必要な最小限のデータについては、第３項により利用期間終了日後も保管することができる。

２　前項により実施した処置状況については、廃棄処理報告書（事務処理要領様式第13号）により、利用期間終了日までに甲に報告すること。

３　公表する成果物の検証のために必要な最小限のデータを利用期間終了日後も保管する場合、毎年度、事務処理要領様式第14号により甲に報告すること。ただし、甲の承諾がない限り、利用期間後５年を超えて保管することはできない。

（疑義等の解決）

第11条　本覚書に関する疑義及び本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

　本覚書の締結を証するため、本覚書を２通作成し、甲及び乙それぞれ記名・押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲　　　（所在地）大阪市住吉区万代東３丁目１番46号

大阪府こころの健康総合センター所長　●●　●●　㊞

　　　　　乙　　　（所在地）

　　　　　　　　　（職名）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　㊞